

登別市障害者及び障害児訪問入浴サービス事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第77条に基づく地域生活支援事業のうち、登別市が行う登別市障害者及び障害児訪問入浴サービス事業（以下「訪問入浴サービス事業」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(実施主体)

第2条 訪問入浴サービス事業の実施主体は、登別市とする。

(定義)

第3条 この要綱において「身体障害者等」とは、居宅において常に臥床し、入浴が困難な者であって、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

- (1) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けた者
- (2) 治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成18年政令第10号）別表に掲げるものによる障害の程度が障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第4条第1項の規定に基づき厚生労働大臣が定める程度（平成25年1月18日号外厚生労働省告示第7号）の規定による程度である者

(対象者)

第4条 訪問入浴サービス事業の利用対象者は、次の各号のいずれにも該当する身体障害者等であって、介護保険法（平成9年法律第123号）に基づく訪問入浴介護を受けることができない者とする。

- (1) 市内に居住している者
- (2) 医師が入浴可能と認めた者

(事業内容)

第5条 事業の内容は、次のとおりとする。

- (1) 入浴、清拭、洗髪等
- (2) 血圧、脈拍、体温等の測定による健康管理
- (3) 健康相談、助言指導その他必要な事業

(申請)

第6条 訪問入浴サービス事業を利用しようとする者（以下「申請者」という。）は、登別市障害者・児訪問入浴サービス事業利用申請書（別記様式第1号）に医師の診

断書を添付して、登別市福祉事務所長（以下「福祉事務所長」という。）に申請しなければならない。

- 2 前項に規定する申請があったときは、利用の要否決定を行うため、当該申請に係る者に面接等を行い、利用に関する意向、その心身の状況、環境その他福祉事務所長が定める事項について調査するものとする。

（利用要否決定）

第7条 福祉事務所長は、前条第2項の調査結果に基づき、訪問入浴サービス事業の利用の要否決定を行うものとする。

- 2 福祉事務所長は、前項の要否決定を行ったときは、当該申請者に対し、登別市地域生活支援事業決定通知書（別記様式第2号。以下「利用決定通知書」という。）又は登別市障害者・児訪問入浴サービス事業利用却下通知書（別記様式第3号）により通知するものとする。

（利用決定の有効期間）

第8条 前条の規定による利用決定の有効期間は、利用決定日の翌日から起算して1年以内とする。

（届出の義務）

第9条 訪問入浴サービス事業の利用決定を受けた者（以下「利用決定者」という。）は、次の各号のいずれかに該当したときは、その旨を遅滞なく福祉事務所長に届出なければならない。

- (1) 住所等に変更があったとき。
- (2) 心身の状況に大きな変化があったとき。
- (3) 利用の中止をしようとするとき。

（決定の変更）

第10条 福祉事務所長は、前条の規定により届出があったときは、内容を審査し、利用決定を変更することができる。

- 2 福祉事務所長は、利用決定を変更したときは、利用決定通知書又は登別市障害者・児訪問入浴サービス事業利用取消通知書（別記様式第4号）により利用決定者に通知するものとする。

（利用の取消し）

第11条 福祉事務所長は、利用決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、第7条の規定による利用決定を取り消すことができる。

- (1) 訪問入浴サービス事業の対象者でなくなったとき。
- (2) 入浴により心身に悪影響を及ぼすおそれがあるとき。

(3) 不正又は虚偽の申請により利用決定を受けたとき。

(4) その他福祉事務所長が利用を不相当と認めたとき。

(利用の方法)

第12条 利用決定者が訪問入浴サービス事業を利用しようとするときは、利用決定通知書を北海道が指定する障害福祉サービス事業を行う者（以下「指定障害福祉サービス事業者」という。）に提示し、依頼するものとする。

2 利用決定者は、訪問入浴サービス事業の利用に際して、次の事項を遵守しなければならない。

(1) 入浴をするときは、1名以上の付添人を入浴に付き添わせること。

(2) 入浴前に入浴の可否を意思表示し、付添人にこれを確認してもらうこと。

(事業給付費の支給)

第13条 利用決定者が、利用決定の有効期間内において、指定障害福祉サービス事業者から訪問入浴サービスを受けたときに支払うべき費用の額は、指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成12年厚生省告示第19号）に定める訪問入浴介護費の算定に関する費用（以下「基準額」という。）の額とする。

2 福祉事務所長は、前項の基準額（その額が現に当該訪問入浴サービスに要した費用の額を超えるときは、当該現に訪問入浴サービスに要した費用の額）の100分の90に相当する額を、月ごとに訪問入浴サービス事業給付費として利用決定者又は利用決定者の属する世帯の世帯主等（以下「利用決定者等」という。）に支給するものとする。

3 同一の月に受けた訪問入浴サービスに要した費用の合計額から、前項の規定により算定された当該同一の月における訪問入浴事業給付費の合計額を控除して得た額が、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成18年政令第10号、以下「施行令」という。）第17条各号で定める額を超えるときは、当該各号に定める額とする。

4 利用決定者が指定障害福祉サービス事業者から訪問入浴サービスを受けたときは、福祉事務所長は、当該利用決定者等が当該指定障害福祉サービス事業者に支払うべき当該訪問入浴サービス事業に要した費用について、訪問入浴サービス事業給付費として当該利用決定者等に支給すべき額の限度において、当該利用決定者等に代わり、当該指定障害福祉サービス事業者等に支払うことができる。

5 前項の規定により支払いがあったときは、利用決定者等に対し訪問入浴サービス事業給付費の支給があったものとみなす。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は福祉事務所長が別に定める。

附 則（平成18年告示第179号）

（施行期日）

1 この告示は、公布の日から施行し、平成18年10月1日から適用する。

（施行前の準備）

2 第6条から第12条までの規定による利用決定の手続その他この告示を施行するために必要な準備行為は、この告示の施行前においても行うことができる。

附 則（平成21年告示第64号）

この告示は、平成21年5月1日から施行する。

附 則（平成25年告示第50号）

この告示は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成26年告示第128号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（平成27年告示第117号）

この告示は、平成27年7月1日から施行する。

附 則（平成28年告示第62号）

この告示は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成30年告示第53号）

この告示は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（令和4年告示第45号）

この告示は、公布の日から施行する。

別記様式第1号（第6条関係）

（表）

登別市障害者・児訪問入浴サービス事業利用申請書

登別市福祉事務所長 様

次のとおり申請します。

申請年月日 年 月 日

申請者	フリガナ 氏名		生年月日	年 月 日生
	居住地	〒 電話番号		
児童	氏名			
身体障害者手帳番号				

申請するサービスの種類等	利用中のサービス状況	居宅サービス	利用中のサービスの種類と内容等			
		施設サービス	利用中の施設名等			
		介護保険	要介護認定	有・無	要介護度	要支援・要介護 1 2 3 4 5
			利用中のサービスの種類と内容等			
	サービス内容	<input type="checkbox"/> 訪問入浴サービス * 下段に、心身の状況及び家庭環境等について記載ください。				

(裏)

住所	登別市 町 丁目		番地	電話番号		
	氏 名	続柄	性 別	生年月日	職 業	備考
世帯構成 (利用者 氏名)		本人	男 女			
			男 女			
			男 女			
			男 女			
			男 女			
			男 女			
			男 女			

申請書提出者	<input type="checkbox"/> 申請者本人 <input type="checkbox"/> 申請者本人以外（下の欄に記入）		
フリガナ			
氏 名		申 請 者 との関係	
住 所	〒 電話番号		

この申請の内容確認のため、私の世帯の住民基本台帳の閲覧及び 年度住民税課税状況について調査することに同意します。

年 月 日

申請者氏名

*本申請には、医師の診断書を添付ください。

別記様式第2号（第7条関係）

年 月 日

様

登別市福祉事務所長

登別市地域生活支援事業決定通知書

先に申請のありました地域生活支援事業の実施について、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

受給者証番	号	支給決定障害者（保護者）氏名	
支給決定日		支給決定に係る児童氏名	
障害支援区分		障害支援区分の有効期間	
支給決定内容	サービスの種類	支援の内容及び支給量	有効期間
利用者負担上限月額		左の上限月額 の適用期間	

※ 利用者負担割合（原則）1割

審査請求及び取消訴訟

- この決定について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に登別市長に対し審査請求をすることができます。なお、審査請求をした場合には、登別市長に申し立てれば、口頭により意見を述べることができます。
- また、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決書を受け取った日の翌日から起算して6月以内に登別市を被告として（訴訟において登別市を代表するものは登別市長となります。）、提起することができます。なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後（次の（1）から（3）までのいずれかに該当するときを除く。）でなければ提起することができないこととされています。
 - 審査請求があった日から3月を経過しても裁決がないとき。
 - 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるための緊急の必要があるとき。
 - その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

問い合わせ先
登別市
住 所
電話番号

別記様式第3号（第7条関係）

登別市障害者・児訪問入浴サービス事業利用却下通知書

年 月 日

様

登別市福祉事務所長

年 月 日申請のありました登別市障害者・児訪問入浴サービス事業の利用について、次の理由により却下したので通知します。

記

却下の理由

審査請求及び取消訴訟

- 1 この決定について不服のある場合には、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に、登別市長に対し審査請求をすることができます。
- 2 また、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決書を受け取った日の翌日から起算して6月以内に登別市を被告として（訴訟において登別市を代表する者は登別市長となります。）、提起することができます。なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後（次の（1）から（3）までのいずれかに該当するときを除く。）でなければ提起することができないこととされています。
 - （1）審査請求があった日から3月を経過しても裁決がないとき。
 - （2）処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
 - （3）その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

問合せ先 登別市

住 所

電 話

別記様式第4号（第10条関係）

登別市障害者・児訪問入浴サービス事業利用取消通知書

年 月 日

様

登別市福祉事務所長

年 月 日決定しました登別市障害者・児訪問入浴サービス事業の利用について、次の理由により取り消しましたので通知します。

記

取消の理由

審査請求及び取消訴訟

- 1 この決定について不服のある場合には、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に、登別市長に対し審査請求をすることができます。
- 2 また、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決書を受け取った日の翌日から起算して6月以内に登別市を被告として（訴訟において登別市を代表する者は登別市長となります。）、提起することができます。なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後（次の（1）から（3）までのいずれかに該当するときを除く。）でなければ提起することができないこととされています。
 - （1）審査請求があった日から3月を経過しても裁決がないとき。
 - （2）処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
 - （3）その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

問合せ先 登別市

住 所

電 話